

2025年度 教育・文化活動助成 募集要項

公益財団法人 神野教育財団

2025年度事業として、教育・文化活動に対する助成を下記のとおり実施いたします。

記

■ 趣旨

この助成は、愛知県東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行う個人または団体に対し、その活動費用の一部を事前に助成するものです。

※東三河地域…豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村の8市町村を指す。

※教育活動…スポーツを含む学校教育活動および社会教育活動とする。

※文化活動…音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究等の分野の活動とする。

■ 対象となる活動

2025年度（2025年4月～2026年3月）内に行われる愛知県東三河地域を基盤とした優れた学校教育活動または社会教育活動、文化活動が助成対象となります。

※ただし、以下の活動および費用等は助成対象となりません。

毎年継続的に行われるなど恒例の事業（活性化の契機となる活動、周年事業等の特別活動は対象となります）、営利を目的とした事業、汎用性の高い機材（パソコン・プリンタ等）の購入費用等。

■ 応募手続

所定の申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、2025年6月2日(月)までに当財団宛に郵送またはウェブ申請フォームによりご提出ください。（当日の消印まで有効）

申請の際、活動実績、活動状況などの資料をできる限り添付してください。ただし、添付資料は選考結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。また、提出された申請書の「受理通知」は発行いたしません。

※原則として、個人または団体からの直接申請としますが、第三者からの推薦申請もお受けします。

■ 助成金の額および件数

助成金は、個人・団体を問わず、原則として1件につき30万円以内とし、内容によって助成額を決定します。なお、2024年度は12件の助成を行いました。過去の助成実績は当財団ホームページに掲載しておりますので、ご参考までにご覧ください。

■ 助成先の決定および通知

提出された申込用紙に基づき、当財団の選考委員会にて選考を行い、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は2025年7月15日（火）までに書面にて申請者に通知します。

■ 助成金給付の時期

助成金は授与式終了後、速やかに団体または個人が指定する銀行口座へ振り込みます。

■ 報告書の提出等

(1) 助成金受領者には、2026 年 3 月末日までに、研究・活動の成果報告および会計報告をしていただきます。

(2) 助成金受領者が成果の公表、関連イベントの開催等、助成活動に関わる外部公表を行う場合には、当財団から助成を受けた旨を当該活動において明示していただきます。

■ 助成金給付の取り消し・変更について

(1) 助成対象事業を中止または変更する場合は、助成金の給付を取り消しまたは変更することがあります。この場合、給付済みの助成金があればその全部または一部を返還していただきます。

(2) 提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、助成金の給付を取り消し、給付した助成金全額を返還していただくことがあります。

■ 個人情報の保護について

当財団は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに関連する各種法令および関係省庁のガイドラインを遵守します。

■ 申請書の提出およびお問い合わせ先

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目 55 番地 サラタワー 株式会社サーラコーポレーション内
公益財団法人神野教育財団 事務局 （担当：鈴木）

TEL 0532-51-1182 ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

Mail info@kaminozaidan.jp

※申請はウェブ専用フォームからも提出できますのでご利用ください（QR コードよりアクセス）



ウェブ申請フォームアドレス：<https://www.kaminozaidan.jp/application/confirmation.php>

以上